

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例 昭和48年10月12日 条例第38号</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。) の新築、改築、増築、又は移転 ア～エ 省略</p> <p>オ 認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。)、有線放送電話業務又は有線放送業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるもの(新築にあつては、有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)</p> <p>カ・キ 省略</p> <p>(7)～(13) 省略</p> <p>3 省略 (適用除外)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(23) 省略</p> <p>(24) 認定電気通信事業 ____の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通</p>	<p>愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例 昭和48年10月12日 条例第38号</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。) の新築、改築、増築、又は移転 ア～エ 省略</p> <p>オ 第一種電気通信事業 ____、有線放送電話業務又は有線放送業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるもの(新築にあつては、有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)</p> <p>カ・キ 省略</p> <p>(7)～(13) 省略</p> <p>3 省略 (適用除外)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(23) 省略</p> <p>(24) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第一種電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通</p>

新	旧
信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 (25) ~ (34) 省略	信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 (25) ~ (34) 省略